



株 主 各 位

第 13 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

平成 28 年 6 月 2 日

ミサワホーム株式会社

■目 次

□事業報告

- ・ 主要な営業所及び工場 . . . P. 1
- ・ 業務の適正を確保するための体制及び
その運用状況の概要 . . . P. 2
- ・ 株式会社の支配に関する基本方針 . . . P. 5

□連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書 . . . P. 6
- ・ 連結注記表 . . . P. 7

□計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書 . . . P. 15
- ・ 個別注記表 . . . P. 16

上記の事項につきましては、法令及び定款の定めに従い、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.misawa.co.jp/corporate/irinfo/shareinfo/shareholder.html>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当 社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	東京都新宿区	千葉支社	千葉県千葉市
東京支社	東京都中央区	千葉西支社	千葉県船橋市
東京西支社	東京都杉並区	北関東支社 群馬支店	群馬県高崎市
多摩支社	東京都立川市	北関東支社 茨城支店	茨城県水戸市
神奈川支社	神奈川県横浜市	和歌山支社 和歌山支店	和歌山県和歌山市
神奈川中央支社	神奈川県横浜市	沖縄駐在事務所	沖縄県浦添市
埼玉支社	埼玉県さいたま市	技能訓練センター	茨城県常総市
埼玉西支社	埼玉県川越市	関東資源循環センター	千葉県野田市

② 子会社

会社名	本店所在地
ミサワホーム北海道株式会社	北海道札幌市
東北ミサワホーム株式会社	宮城県仙台市
ミサワホーム北越株式会社	新潟県新潟市
ミサワホーム甲信株式会社	長野県松本市
株式会社ミサワホーム静岡	静岡県静岡市
ミサワホーム東海株式会社	愛知県名古屋
ミサワホーム近畿株式会社	大阪府大阪市
ミサワホーム中国株式会社	岡山県岡山市
ミサワホーム四国株式会社	香川県高松市
ミサワホーム九州株式会社	福岡県福岡市
ミサワホームセラミック株式会社	東京都杉並区
ミサワホームイング株式会社	東京都杉並区
ミサワホーム建設株式会社	東京都調布市
テクノエフアンドシー株式会社	東京都新宿区
ミサワホーム不動産株式会社	東京都新宿区
株式会社マザアス	東京都新宿区
ミサワフィナンシャルサービス株式会社	東京都新宿区

(注) ミサワホーム東海株式会社は、平成27年12月1日付で当社を存続会社とする
合併契約を締結し、本年4月1日付で合併の効力が生じ、解散しております。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号)

② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第1項第4号)

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第1項第2号)

- イ 新人研修その他の各種研修の機会を通じ、役職員に対し、経営理念及び行動指針を浸透させることをはじめとしたコンプライアンス教育及び啓蒙活動並びに損失の危険の管理（以下「リスク管理」という。）に関する教育を実施し、それぞれその意識向上及び定着を図る。
- ロ コンプライアンス及びリスク管理に関する重要事項に関し、社長執行役員を統括責任者とし、取締役、常務以上の執行役員、その他議長が指名する者をメンバーとした経営改革委員会を設置する。
- ハ コンプライアンス部を設置し、日常のコンプライアンス活動を統括管理させ、コンプライアンス上のリスクマネジメントを実施させる。
- ニ リスク管理規程を定め、経営企画部に各部のリスク管理を統括させ、各リスク別、各部門別の具体的なリスクの把握及びリスクのコントロールを図ることにより、業務の適正と効率性を確保する。
- ホ 適時開示が必要と思われるリスクその他の重要情報については開示の徹底を図る。
- ヘ ヘルプライン制度規程を制定し、これに基づきコンプライアンス上疑義のある行為などが発生した場合の通報手段を社内外に設置し、ヘルプライン制度の公正かつ持続的な運営を図る。
- ト 監査部を設置し、コンプライアンス上のリスクの継続的な内部監査を行う。
- チ 反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等との緊密な連携を図り、毅然とした態度で対応する。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関し、定款及び取締役会規程、稟議規程、文書管理規程その他の社内規則を整備し、それぞれ適切に保存し、かつ管理する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第1項第3号)

- イ 当社の取締役は、取締役会の構成員として当社の意思決定を行い、代表取締役及び執行役員の業務の執行を監督する。取締役のうち数名は社外取締役とし、取締役会の意思決定の過程の公正性と、その決定内容の妥当性を確保する。
- ロ 当社の業務の執行は、重要な対外的業務にあつては代表取締役が行い、対内的業務及び日常の業務については、取締役会が選任した執行役員が実施する。
- ハ 代表取締役及び執行役員の業務については、取締役会で定める職掌に従い分担して職務の執行の効率化を確保するとともに、職務権限規程において職務及び権限を割当て、責任を明確化する。

ニ ハに定める職務分掌及び規則は、取締役若しくは執行役員が変更される都度、又は職務の執行の効率化の必要に応じて、見直しを図る。

⑥ 次に掲げる体制その他の当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社の子会社の役職員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社の子会社の役職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社の子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第1項第5号)

当社は、当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、次に掲げる体制を整備する。

- イ 当社が定める子会社管理規程において、子会社の財務状況その他の重要な事項について、当社に適切な時期に報告することを義務付ける。
- ロ 新人研修その他の各種研修の機会を通じ、子会社の役職員に対し、経営理念及び行動指針を浸透させることをはじめとしたコンプライアンス教育及び啓蒙活動並びにリスク管理に関する教育を実施し、それぞれその意識向上及び定着を図る。
- ハ 当社及び当社の子会社の役職員の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、並びに当社及び当社の子会社のリスク管理のため、子会社に対してもコンプライアンス責任者及びリスク管理責任者、担当セクション並びに経営改革委員会の設置を求め、子会社の経営改革委員会と共同して当社グループのリスクマネジメントを実施する。
- ニ 当社は、3ヵ年を期間とするグループ中期経営計画を策定し、その中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標等を定める。
- ホ ヘルプライン制度は、子会社も利用することとし、グループ全体の通報手段として活用する。
- ヘ 監査部は、グループにおける内部監査を計画的に実施し、グループの業務全般にわたる内部統制の整備及び運用状況を検討、評価し、その改善を促す。
- ト 当社の子会社においても、反社会的勢力と一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等との緊密な連携を図り、毅然とした態度で対応する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役がその職務を補助すべき使用人の増員を求めた場合は、その求めに応じて配置する。

⑧ ⑦の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第2号)

- イ 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、その使用人の任命、異動、その他人事に係る事項の決定は、常勤監査役の事前の同意を得る。
- ロ その使用人の人事考課については、常勤監査役が行うものとする。

⑨ 監査役の⑦の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第3号)

監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従う。

⑩ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- ・ 子会社の役職員及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするため

の体制

(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第4号)

- イ 代表取締役は、取締役会において随時その職務の執行状況の報告を行う。
- ロ 役職員は、定款又は法令違反の事実、著しく不合理な業務執行、その他これらに準ずる事項を発見した場合は、発見後すみやかに、監査役に報告する。
- ハ 役職員は、監査役が事業について報告を求めた場合、又はグループの業務及び財産の状況を調査する場合は、積極的にこれに応じる。
- ニ 子会社の役職員及び監査役は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、すみやかに報告する。
- ホ コンプライアンス部は、子会社の役職員からのヘルプライン制度に基づく通報の状況について定期的に監査役に報告する。

⑪ ⑩の報告をした者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第5号)

当社は、監査役へ報告を行った当社又は子会社の役職員に対し、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底する。

⑫ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第6号)

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等を請求したときは、その請求に係る費用又は債務がその監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、すみやかにその費用又は債務を処理する。

⑬ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第100条第3項第7号)

- イ 監査役の過半数は社外監査役とし、監査の公正を確保する。
- ロ 監査役は、外部法律事務所と顧問契約を締結することができ、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。

(注)「業務の適正を確保するための体制」には、平成27年4月23日開催の取締役会で決議した「内部統制システム構築の基本方針」を記載しております。なお、その後の組織変更に伴い、文中の「監査部」は「監査室」に、「コンプライアンス部」は「コンプライアンス室」に部署名を変更しております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の業務の適正を確保するための体制に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は次のとおりであります。

① コンプライアンス及びリスク管理に関する事項について

- ・ 当社は、社外取締役2名を含む取締役10名で取締役会を構成し、社外監査役4名も出席しております。
- ・ 当社は、「取締役会規程」に基づき原則月1回取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項の決定並びに取締役の業務執行の監督を行いました。

- ・ 当社の法務部門及び人事部門が中心となり、当社及び子会社の取締役を対象とした新任役員研修や、当社及び子会社の職員を対象としたコンプライアンス研修等を定期的実施いたしました。また、子会社の法務担当者を対象にコンプライアンス連絡会を開催するなど、リスク管理に対する意識向上と定着を図りました。
- ・ 当社は、企業理念及び行動規範を携行用「コンプライアンスカード」に記載し、当社及び子会社の職員に配付し、周知徹底を図っております。
- ・ 当社は、経営改革委員会を設置しており、原則月1回開催する同委員会において全社的なリスク管理推進に係る課題や対応策について審議いたしました。事案によっては弁護士、公認会計士等に適宜相談し、専門家によるアドバイスを求めています。
- ・ 当社は、内部通報制度として社内外にヘルプラインを設置し、問題点の迅速な対応に努めております。本制度は、グループコンプライアンスの自浄作用を向上させるため、子会社においても利用できるものとなっております。
- ・ 当社は、当社及び子会社の業務が法令及び内部規定に則して適正に行われているかを監査するため、業務執行ラインからは独立した社長執行役員直轄の組織として内部監査部門を設置しております。
- ・ 内部監査部門は、年度監査方針に基づき、当社及び子会社の主要業務に係る内部統制の整備及び運用状況について検討、評価するとともに改善を促し、その監査結果について社長執行役員及び監査役に報告し、その他関係役員にも適宜報告いたしました。

② 職務の執行の効率性の確保について

- ・ 当社は、執行役員及び常勤監査役で構成する経営執行委員会を設置し、原則月1回取締役会に先立ち開催する同委員会において、経営に関する重要な事項について審議いたしました。取締役会において審議される事項については、同委員会での議論を経て上程しております。

③ 子会社管理に関する事項について

- ・ 当社は、子会社管理のため、取締役及び監査役の派遣、株主権の行使、内部監査部門による監査の実施、子会社を管理する部門の設置などを実施しております。
- ・ 当社は、「子会社管理規程」に基づき、子会社から財務状況などの重要な事項について適切な時期に事前伺い又は報告を受けました。

④ 監査役に関する事項について

- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人は専任とし、監査役からの指示に基づき業務を遂行しております。
- ・ 監査役は、取締役会に出席するほか、主として常勤監査役が経営執行委員会及び経営改革委員会に出席し、職務の執行状況の報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に関わる重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役等に説明を求めました。
- ・ 監査役は、法務部門及び内部監査部門より定期的に業務の報告を受け、また、子会社の監査役とは定期的に会合をもち、情報の共有及び連携強化を図りました。
- ・ 当社は、監査役に対し監査計画に基づく予算作成を求め、その予算に基づき請求された費用について適切に処理いたしました。

株式会社の支配に関する基本方針

特記事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

〔 平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	10,000	3,203	28,306	△ 3,427	38,082
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 747		△ 747
親会社株主に帰属する当期純利益			3,438		3,438
土地再評価差額金の取崩			△ 8		△ 8
自己株式の取得				△ 2	△ 2
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 3			△ 3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△ 3	2,682	△ 2	2,677
当期末残高	10,000	3,199	30,988	△ 3,429	40,759

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	750	△ 448	63	1,930	2,295	2,369	42,747
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 747
親会社株主に帰属する当期純利益							3,438
土地再評価差額金の取崩							△ 8
自己株式の取得							△ 2
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△ 3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△ 428	8	△ 33	△ 2,092	△ 2,547	△ 32	△ 2,579
連結会計年度中の変動額合計	△ 428	8	△ 33	△ 2,092	△ 2,547	△ 32	98
当期末残高	321	△ 440	29	△ 162	△ 251	2,337	42,845

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数	41社
主要な連結子会社の名称	
ミサワホーム北海道株式会社	東北ミサワホーム株式会社
ミサワホーム北越株式会社	ミサワホーム甲信株式会社
株式会社ミサワホーム静岡	ミサワホーム東海株式会社
ミサワホーム近畿株式会社	ミサワホーム中国株式会社
ミサワホーム四国株式会社	ミサワホーム九州株式会社
ミサワホームセラミック株式会社	ミサワホームイング株式会社（注2）
テクノエフアンドシー株式会社	ミサワホーム不動産株式会社
株式会社マザアス	ミサワフィナンシャルサービス株式会社

(連結子会社数の変動理由)

(増加)

- ・ 会社設立によるもの 2社
- MISAWA HOMES QUEENSLAND PTY. LTD.
MISAWA HOMES VICTORIA PTY. LTD.

(減少)

- ・ 連結会社間の合併によるもの 7社
- ミサワホーム東京株式会社（注1） ミサワホーム西関東株式会社（注1）
ミサワホーム東関東株式会社（注1） ミサワホーム多摩株式会社（注1）
ミサワホームイング多摩株式会社（注2） ミサワ西関東建設株式会社
MH建設株式会社

(注1) ミサワホーム株式会社とミサワホーム東京株式会社、ミサワホーム西関東株式会社、ミサワホーム東関東株式会社及びミサワホーム多摩株式会社は、平成27年10月1日付でミサワホーム株式会社を存続会社として合併しております。

(注2) ミサワホームイング株式会社とミサワホームイング多摩株式会社は、平成27年4月1日付でミサワホームイング株式会社を存続会社として合併しております。

- (2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社はありません。

(2) 持分法非適用関連会社の数 4社

持分法非適用関連会社の名称

東莞三澤建材有限公司

子ども子育て総合研究所株式会社

HM Queensland Pty. Ltd.

MD Victoria Pty. Ltd.

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社は当期純利益・利益剰余金等に関していずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていないため持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

臨沂三澤木業有限公司の決算日は12月31日であるため、連結計算書類作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく決算書を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（時価と比較する取得原価は移動平均法により算定し、評価差額は全部純資産直入法による処理）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法であります。

② たな卸資産

分譲土地建物、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づく必要額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えて、過年度の実績を基礎に算定した額その他、補償工事費の発生が見込まれる特定物件について発生見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

（工期がごく短期間のもの等を除く）

工事進行基準

② その他の工事

工事完成基準

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により翌連結会計年度から損益処理することとしております。

過去勤務費用は従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理しております。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

5. 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

6. 表示方法の変更

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃借料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「受取賃借料」は、116百万円であります。

7. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、主として10年間で均等償却しております。

重要性が乏しいのれんについては、その生じた期の損益として処理しております。

【追加情報】

(法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は149百万円減少し、法人税等調整額が156百万円、その他有価証券評価差額金が6百万円、それぞれ増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額に、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額に、平成30年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は2百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

受取手形及び売掛金	50百万円
分譲土地建物	1,019百万円
未成工事支出金	251百万円
建物及び構築物	1,963百万円
機械装置及び運搬具	694百万円
土地	4,566百万円
上記に対応する債務	10,161百万円

上記資産のほか、子会社株式27百万円を上記債務の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	27,634百万円
----------------	-----------

3. 保証債務

「ミサワホーム」購入者等のためのつなぎ融資等に対する保証債務	33,365百万円
--------------------------------	-----------

4. 当社および連結子会社のうち1社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令第2条に定める方法により算出しております。再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は56百万円であります。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 連結会計年度末日における発行済株式の総数

普通株式…………… 38,738,914株

2. 剰余金の配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)		1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	747	利益 剰余金	20	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成28年6月29日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	747	利益 剰余金	20	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

デリバティブ取引は、将来の為替及び金利変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行いません。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿って期日管理及び与信管理を行い、リスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は主に運転資金及び分譲土地建物購入資金であり、一部の長期借入金について金利変動リスクに対して金利スワップ取引をヘッジ手段として利用し、支払利息を固定化しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	47,717	47,717	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,921	7,921	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,398	3,398	—
資産計	59,037	59,037	—
(1) 支払手形及び買掛金	44,402	44,402	—
(2) 短期借入金	24,307	24,307	—
(3) 長期借入金	48,809	48,844	34
負債計	117,519	117,554	34
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。なお、有価証券（連結貸借対照表計上額0百万円）は「流動資産 その他」に、保証金代用としての公社債による差入（連結貸借対照表計上額2,484百万円）は「投資その他の資産 その他」に含めて記載しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額13,974百万円）は上記「負債 (3)長期借入金」に含めて記載しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額478百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記「資産 (3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	1,084円54銭
2. 1株当たり当期純利益	92円05銭

株主資本等変動計算書

〔 平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評価・換算 差額等			純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 換 算 差 額 等 合 計	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金						
当期首残高	10,000	3,765	275	16,935	17,211	△ 1,248	29,728	421	—	421	30,150
事業年度中の変動額											
剰余金の配当			74	△ 821	△ 747		△ 747				△ 747
当期純利益				4,939	4,939		4,939				4,939
自己株式の取得						△ 2	△ 2				△ 2
土地再評価差額金の取崩し				△ 8	△ 8		△ 8				△ 8
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								△ 218	△ 398	△ 616	△ 616
事業年度中の変動額合計	—	—	74	4,109	4,184	△ 2	4,181	△ 218	△ 398	△ 616	3,565
当期末残高	10,000	3,765	350	21,045	21,395	△ 1,250	33,910	203	△ 398	△ 194	33,715

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項】

1. 資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式	……………	移動平均法による原価法であります。
その他有価証券		
時価のあるもの	……………	期末日の市場価格等に基づく時価法 であります。(時価と比較する取得原 価は移動平均法により算定し、評価差 額は全部純資産直入法による処理)
時価のないもの	……………	移動平均法による原価法であります。

(2) たな卸資産

分譲土地建物、未成工事 支出金	……………	個別法による原価法であります。 (貸借対照表価額については収益性の 低下に基づく簿価切下げの方法により 算定)
商品及び製品、仕掛品、 原材料及び貯蔵品	……………	主として総平均法による原価法であ ります。(貸借対照表価額については 収益性の低下に基づく簿価切下げの方 法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） …………… 定率法

但し平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）、展示用建物につ
いては定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） …………… 定額法

但し自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基
づく定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基
準によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年
数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準は、次のとおりであります。

(1) 貸倒引当金 …………… 金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権につ
いては過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の
債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見
込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …………… 従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づく必要
額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金 …………… 当社は退職給付制度として、確定給付企業年金制度を設定しており、従業員の退職給付に備えて当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務債務…………… 定額法（10年）

数理計算上の差異…………… 定額法（10年）により翌期から処理

当事業年度末における退職給付債務は15,784百万円、確定給付企業年金制度における年金資産は15,792百万円であります。

- (4) 役員退職慰労引当金 …………… 役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
なお、当社は役員退職慰労金制度を廃止しており、在任期間に対応した退職慰労金を、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で打ち切り支給することを平成21年6月26日開催の定時株主総会で決議しております。
- (5) 完成工事補償引当金 …………… 完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えて、過年度の実績を基礎に算定した額その他、補償工事費の発生が見込まれる特定物件について発生見込額を計上しております。
- (6) 製品保証引当金 …………… 製品のアフターサービスに対する費用の支出に充てるため、過去の実績を基礎にして計上しております。

4. その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理 …………… 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (2) 退職給付に係る会計処理の方法 …………… 計算書類において、未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金又は前払年金費用に計上しております。
- (3) 連結納税制度の適用 …………… 連結納税制度を適用しております。

5. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

6. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、流動資産の「売掛金」に含めて表示しておりました「完成工事未収入金」(前事業年度1百万円)、「商品及び製品」に含めて表示しておりました「分譲土地建物」(前事業年度2,820百万円)、「仕掛品」に含めて表示しておりました「未成工事支出金」(前事業年度8,328百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

また、流動負債の「買掛金」に含めて表示しておりました「工事未払金」(前事業年度7百万円)、「前受金」に含めて表示しておりました「未成工事受入金」(前事業年度21百万円)についても、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

(損益計算書)

前事業年度において、売上高の「その他売上高」に含めて表示しておりました「完成工事高」(前事業年度289百万円)、「商品売上高」に含めて表示しておりました「分譲事業売上高」(前事業年度3,144百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

また、売上原価の「その他売上原価」に含めて表示しておりました「完成工事原価」(前事業年度210百万円)、「商品売上原価」に含めて表示しておりました「分譲事業売上原価」(前事業年度2,779百万円)についても、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

建物	1,224百万円
土地	492百万円
上記に対応する債務	804百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,616百万円

3. 保証債務は、次のとおりであります。

被保証者	保証債務の内容	保証金額
「ミサワホーム」購入者等	住宅ローン等の保証	11,578百万円
連結子会社等	金融機関からの借入債務の保証	8,000百万円
	工事代金の支払等の保証	266百万円
合 計		19,845百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

短期金銭債権	24,338百万円
長期金銭債権	29百万円
短期金銭債務	14,473百万円
長期金銭債務	831百万円

5. 預り金には、寄託契約による金銭の預り金 7,829百万円が含まれております。

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高は、次のとおりであります。

売上高	84,121百万円
仕入高	44,705百万円
営業取引以外の取引高	5,760百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式 (注)	1,385,923	2,627	-	1,388,550

(注) 普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによる取得によるものであります。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	9,694 百万円
関係会社株式評価損	6,198 百万円
その他	5,475 百万円
繰延税金資産小計	21,367 百万円
評価性引当額	18,381 百万円
繰延税金資産合計	2,985 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	89 百万円
その他	188 百万円
繰延税金負債合計	278 百万円
繰延税金資産の純額	2,707 百万円

2. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は99百万円減少し、法人税等調整額が104百万円、その他有価証券評価差額金が4百万円、それぞれ増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額に、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は、3百万円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

関連当事者との取引高は、次のとおりであります。

属性	会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業内容	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	勘定科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	東北ミサワホーム株式会社	宮城県 仙台市	100	工業化住宅 販売及び施工	100.0%	兼任	住宅部材等の販売及び 寄託契約による金 銭の預り	住宅部材等の商 品販売等 ※1	9,877	売掛金	1,576
								寄託契約による 金銭の預り増 ※4	1,900	預り金	1,900
子会社	ミサワホーム西関 東株式会社	埼玉県 さいたま市	100	工業化住宅 販売及び施工	100.0%	兼任	住宅部材等の販売及び 寄託契約による金 銭の預り	寄託契約による 金銭の預り減 ※4	2,900	預り金	2,520
子会社	ミサワホーム東京 株式会社	東京都 杉並区	2,000	工業化住宅 販売及び施工	100.0%	兼任	住宅部材等の販売及び 寄託契約による金 銭の預り	寄託契約による 金銭の預り減 ※4	7,500	預り金	6,000
子会社	ミサワホーム東海 株式会社	愛知県 名古屋	100	工業化住宅 販売及び施工	100.0%	兼任	住宅部材等の販売及び 寄託契約による金 銭の預り	住宅部材等の商 品販売等 ※1	9,820	売掛金	2,006
子会社	ミサワホーム中国 株式会社	岡山県 岡山市	1,369	工業化住宅 販売及び施工	72.7% (4.2%)	兼任	住宅部材等の販売及び 寄託契約による金 銭の預り	住宅部材等の商 品販売等 ※1	7,812	売掛金	1,649
子会社	ミサワホームセラ ミック株式会社	東京都 杉並区	100	工業化住宅 販売及び施工	100.0%	兼任	住宅部材等の販売及び 寄託契約による金 銭の預り	金銭の貸付 ※5	6,686	短期貸付金	4,373
子会社	ミサワホームイン グ株式会社	東京都 杉並区	100	リフォーム	100.0%	-	住設部材等の販売及び 寄託契約による金 銭の預り	寄託契約による 金銭の預り ※4	-	預り金	3,700
子会社	テクノエフアンド シー株式会社	東京都 新宿区	50	工業化住宅 の製造	85.1% (20.0%)	兼任	住宅製造用資材等の 販売及び住宅用部材 の商品仕入れ	住宅製造用資材 等の販売 ※2	13	売掛金	1,662
								住宅用部材等の 商品仕入 ※3	29,337	買掛金	2,959
子会社	ミサワフィナン シャルサービス株 式会社	東京都 新宿区	500	住宅ローン等 の貸付	100.0%	兼任	債務保証	債務保証 ※6	8,000	-	-

(注)

1. 当社は、平成27年10月1日付で、ミサワホーム西関東(株)及びミサワホーム東京(株)を吸収合併しております。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を、また、期末残高は関連当事者に該当しなくなった時点での残高を記載しております。
 2. 議決権等の所有割合の()内は、当社の子会社の所有割合を内数で表示しております。
 3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 4. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- ※1 住宅部材等の商品販売については、市場価格における価格競争力及び原材料価格等の総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、他の販売施工代理店と同様の条件で取引しております。
- ※2 住宅製造用資材等の販売については、当社の原価により算定した価格で、原則半期毎に決定しております。なお損益計算書上、住宅製造用資材等の販売とそれに見合う仕入は相殺しております。
- ※3 住宅用木質部材等の商品仕入については、その製造等に係わる見積原価を算定し、又当社商品の市場価格から算定した価格を勘案した価格を原則半期毎に決定しております。
- ※4 寄託契約による金銭の預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。「取引金額」は年間取引の純増減額を記載しております。
- ※5 金銭の貸付については、市場金利及び取引条件等を勘案して利率を合理的に決定しており、事業の運転資金として、当社より直接貸付けております。
- ※6 保証債務については、金融機関からの借入金に対して保証したものであります。取引金額は期末日現在の保証残高を記載しております。
5. 期末残高のうち、一部の貸付金については貸倒引当金を計上しており、金額については次のとおりです。

ミサワホームセラミック株式会社 …………… 3,571百万円

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	902円68銭
2. 1株当たり当期純利益	132円25銭

【重要な後発事象に関する注記】

連結子会社の吸収合併

当社は、平成27年11月26日開催の取締役会において、当社を存続会社として、当社の完全子会社であるミサワホーム東海株式会社を吸収合併することを決議し、平成28年4月1日付で吸収合併しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称およびその事業の内容

①存続会社

企業の名称：ミサワホーム株式会社

事業の内容：建物及び構築物の部材の製造及び販売
建築、土木、外構、造園その他工事の設計、請負施工及び管理 他

②消滅会社

企業の名称：ミサワホーム東海株式会社

事業の内容：住宅の建築工事請負及び設計監理、建売分譲住宅の施工及び販売 他

(2) 企業結合日

平成28年4月1日

(3) 企業結合の法定形式

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、ミサワホーム東海株式会社は解散いたします。

(4) 結合後企業の名称

ミサワホーム株式会社

(5) 取引の目的を含む取引の概要

本取引は、ミサワホーム東海株式会社を吸収合併し東海地区を直販化することにより、経営の効率化と意思決定の迅速化を図り、ミサワホームグループとしての更なる企業価値向上を目的とするものです。

なお、吸収合併されるミサワホーム東海株式会社は当社の完全子会社であるため、本合併による新株式の発行及び合併交付金の支払は行われません。

2. 実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行います。

【連結配当規制に関する注記】

当社は連結配当規制適用会社であります。